

23 県安第 18 号
平成 23 年 6 月 14 日

長崎県犯罪のない安全・安心
まちづくり推進県民会議
事業者・団体代表者 様

長崎県県民生活部
県民安全課長
(公印省略)

「県内一斉防犯パトロール」の実施について

日頃より、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進にご協力いただき感謝申し上げます。

県では、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例第 9 条に定められた、犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間中の啓発活動の一環として、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げ、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現することを目的に、昨年に引き続き下記のとおり県内一斉防犯パトロールを実施することにしています。

つきましては、趣旨をご理解いただき、事業の実施及び参加募集にかかる貴団体等の会員の皆様への周知につきましてご協力いただきますとともに、実施団体募集のポスターを同封いたしますので、建物内の掲示及び貴事業者・団体の会員の皆様へのポスターの配布につきましてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本年度は、去る 6 月 8 日に開催されました県民会議において、当県民会議の統一活動として、実施することとしておりますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 実施日 平成 23 年 10 月 11 日 (火)
※特に時間帯は指定しない。
※10 月 11 日に実施できない団体は、10 月 11 日から 10 月 20 日までの犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間中に実施日を定めて参加申込みを行うことができます。
2. 対象地区 県内全域
3. 団体構成人数 特に定めない (目安として 1 団体 5 名程度以上)
4. 参加者目標数 7,900 人
5. 申込期限 平成 23 年 9 月 16 日 (金)
6. 主 催 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、長崎県
長崎県警察本部、長崎県教育委員会



(担 当)
長崎県県民生活部県民安全課
安全・安心まちづくり班
原野・岳田・糸山
TEL 095-895-2316
FAX 095-895-2564

県内一斉防犯パトロール実施要領

1. 目 的

県民、観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図るため、犯罪のない日本一安全・安心な長崎県を目指して取組を進めています。

県民が一丸となって防犯パトロールに参加することにより、防犯に対する県民の意識を高め、町内会や自治会を中心とした防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げていくことを目的に実施します。

2. 事業の概要

取組の趣旨に賛同する団体を募集し、平成23年10月11日（火）に県内各地域で一斉に防犯パトロールを実施します。（特に時間帯は指定しない）

3. 事業内容

- ・団体構成人数 特に定めない（目安として1団体 5名程度以上）
- ・参加者目標数 7, 900人
- ・対象地区 県内全域
- ・実施日 平成23年10月11日（火）
※特に時間帯は指定しない
※その日に実施できない場合は、推進旬間中（10月11日～10月20日）に実施日を定めて、参加申込みを行うことができるものとする。
- ・記念品 参加団体にパトロール用の帽子を5個配布（先着500団体）
- ・傷害保険 参加者は、傷害保険に加入（費用は主催者負担）
- ・募集期間 平成23年7月1日（金）～9月16日（金）
- ・応募方法 FAX（095-895-2564）
電 話（095-895-2316）
Eメール(s03070@pref.nagasaki.lg.jp)
※専用の参加申込書有り
- ・申込み先 長崎県県民生活部 県民安全課 安全・安心まちづくり班

4. 主 催

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、長崎県、長崎県警察本部、長崎県教育委員会

5. パトロールの実施方法等

(1) 実施方法

- ①各団体、グループの責任者を決定します。
- ②パトロール時間、集合場所、パトロールのコースについて、各警察署、学校、自治会等、事前に関係機関と協議して決定します。
- ③警察から、身近な犯罪や不審者情報の提供のほか、実施上の注意点につき助言を求めます。
- ④パトロールを行う前に、責任者は参加者の確認を行います。
- ⑤パトロールに必要な携行品を準備し、出発前に確認します。
- ⑥パトロールをする際の服装は、できるだけ目立つ服装で、帽子、タオル、運動靴等を着用します。
- ⑦登下校時、通学路をパトロールするときは、明るく声をかけるなど、子どもたちに安心感を与えます。
- ⑧公園では、周囲に不審者・不審車両がないか警戒するとともに、トイレや遊具の陰など死角となりやすい箇所を中心に見回ります。
- ⑨駐車場・空き地では、外周からの見通しはどうか、車の陰などに不審者が潜んでいないかなどの点に注意して見回ります。
- ⑩犯罪を目撃したり、不審者を見つけた場合は、自分で解決しようとしなくて、すぐに110番通報します。
- ⑪パトロールの際に気づいた点については、あらかじめメモをとり、必要に応じて関係機関へ連絡をとります。
- ⑫雨天時の場合は、実施する団体が、警察、学校、自治会等関係機関と協議のうえ決定します。

(2) 注意事項

- ①各団体で責任者を決め、責任者は各団体の参加者の状態を把握してください。
- ②パトロールを実施する際に必要な用品については、各団体において準備してください。
- ③パトロールの際は、交通ルールを守り、事故に遭わないよう注意してください。
- ④トラブルや緊急の事態が発生した場合は、確実に援護や連絡ができるように2人以上の複数で実施してください。
- ⑤パトロール中にけが等をした場合は、保険の関係がありますので、長崎県県民生活部県民安全課安全・安心まちづくり班(TEL095-895-2316)へ連絡してください。

— 犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間 —

「県内一斉防犯パトロール」参加申込書

平成 年 月 日

長崎県県民生活部県民安全課 行

(FAX) 095-895-2564

(Eメール) s03070@pref.nagasaki.lg.jp

下記のとおり申し込みます。

記

団 体 名	
代 表 者 名	
電 話 番 号	— —
住 所	
参 加 人 数	
パトロールの 場所(予定)	
小 学 校 区 名	
※ 実 施 日	平成 23 年 月 日 ()
パトロールの 時間(予定)	時 分 ~ 時 分

※10月11日(火)に実施できない場合、推進旬間中(10月11日~20日)に実施日を定めて記入してください。



(問い合わせ先)
長崎県県民生活部県民安全課
安全・安心まちづくり班
原野・岳田・糸山
(TEL)095-895-2316

犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間

県内一斉 防犯パトロール



～日本一安全・安心な長崎県を目指して～

地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げ、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現することを目的に県内一斉防犯パトロールを実施します。

日 時：平成23年10月11日（火）

※10月11日に実施できない団体は、10月11日から10月20日までの犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間中に実施日を定めて参加申込みを行うことができます。

場 所：県内各地域

※日頃から活動している事業所、団体、自治会、町内会等で実施してください。

※参加団体に、パトロール用の帽子5個を配布します。（先着500団体）

【申込み方法】

団体名、代表者名、電話番号、住所、参加人数、パトロールの場所、小学校区名、実施日、パトロールの時間を記入し、電話、ファックス又は電子メールでお申込みください。（申込用紙有）

【募集期間】

平成23年7月1日（金）～9月16日（金）



【お問い合わせ・申込み先】

長崎県県民生活部県民安全課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

電 話 095-895-2316

FAX 095-895-2564

Eメール s03070@pref.nagasaki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/safety/index.php>



主 催：長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議、長崎県、長崎県警察本部、長崎県教育委員会

— 犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間 —

「県内一斉防犯パトロール」参加申込書

平成 年 月 日

長崎県県民生活部県民安全課 行

(FAX) 095-895-2564

(Eメール) s03070@pref.nagasaki.lg.jp

下記のとおり申し込みます。

記

団 体 名	
代 表 者 名	
電 話 番 号	— —
住 所	
参 加 人 数	
パトロールの 場所 (予定)	
小 学 校 区 名	
※ 実 施 日	平成 23 年 月 日 ()
パトロールの 時間 (予定)	時 分 ~ 時 分

※10月11日(火)に実施できない場合、推進旬間中(10月11日~20日)に実施日を定めて記入してください。



(問い合わせ先)
長崎県県民生活部県民安全課
安全・安心まちづくり班
原野・岳田・糸山
(TEL)095-895-2316